

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

ロシアは本年2月24日にウクライナに軍事侵攻し、ウクライナ国民の安全な生活を脅かし、日々尊い生命が犠牲となっている。

このロシア軍によるウクライナ侵攻は、明らかな国際法・国連憲章違反であり、平和と安全への願いを損なう行為であり断じて容認することはできない。

また、プーチン大統領の「核」の使用を示唆するような発言に対しても、非核化を求める我が国の理念からも大きく隔たりがあり、厳しく非難するものである。

大和町議会は、ロシアによる一連のウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。

政府においては、各国との連携を密にし、国際社会一丸となってこの暴挙を一刻も早く終息させるべく、毅然とした態度でロシアに対し制裁措置の徹底や即時、無条件でのロシア軍の撤退を求めることを強く要請する。

以上、決議する。

令和 4年 3月16日

宮城県大和町議会